

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）
重要事項説明書
（令和6年4月1日現在）

1 サービスの相談窓口

電話番号	0894-72-0022
管理者	川崎 久味
* ご不明な点は、何でもお尋ねください。	

2 事業所の概要

(1) 介護予防支援事業者の指定番号及びサービス提供地域

事業所名	西予市地域包括支援センター
提供するサービスの種類	介護予防支援・介護予防ケアマネジメント （第1号介護予防支援事業）（以下「介護予防支援等」といいます。）
所在地	愛媛県西予市野村町野村12号15番地 西予市野村保健福祉センター内
介護保険指定事業	介護予防支援事業者 事業所番号3801400015
サービスを提供する地域	愛媛県西予市

(2) 事業所の職員体制

	常 勤	非常勤	業 務 内 容
保健師	4人	1人	介護予防支援等業務
看護師	2人	0人	介護予防支援等業務
社会福祉士	4人	0人	介護予防支援等業務
主任介護支援専門員	3人	0人	介護予防支援等業務
介護支援専門員	5人	0人	介護予防支援等業務
事務職員	1人	0人	介護予防支援事務

(3) 介護予防支援等の提供時間帯

平 日	午前8時30分～午後5時15分
* 土・日曜日・祝祭日並びに12月29日～1月3日の間は、お休みとさせていただきます。	

- 3 介護予防支援等の申し込みからサービス提供までの流れと主な業務内容
- (1) 利用申し込みの受付
 - (2) 契約の締結
 - (3) アセスメントの実施
 - (4) 介護予防サービス・支援計画（ケアマネジメント結果等記録表）（以下「計画書」といいます）原案の作成
 - (5) サービス担当者会議の開催
 - (6) 計画書の交付
 - (7) サービスの提供
 - (8) モニタリング（訪問等により計画の実施状況を把握します。）
 - (9) 評価（必要に応じて計画の達成状況について評価を行います。）
 - (10) 給付管理（給付管理票等を作成します。）
 - (11) 要支援更新認定や区分変更認定、要介護認定の申請手続きの支援

4 利用料金

(1) 利用料

○介護予防支援等を提供した場合の利用料は、介護保険制度から全額支給されるので、自己負担はありません。

ただし、介護保険制度及び介護給付費体系等に変更があった場合は、業者は当該利用料等を変更することができます。

○保険料の滞納等が生じて保険給付金が直接当事業者に支払われない場合は、一ヶ月につき規定の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日西予市の窓口に提出しますと、全額払い戻しを受けることができます。

(2) 交通費

○自己負担はありません。

(3) 解約料

○利用者は、いつでも契約を解約することができ、それに伴う料金は一切かかりません。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

○まずは、お電話等でお申し込みください。

介護予防支援等に関する契約を締結した後、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合、お申し出くだされば、いつでも解約できます。

②自動終了

以下の場合には利用者からの通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

○利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定され、かつ、基本チェックリストにおいて事業対象者に該当しなかった場合

○基本チェックリストにおいて事業対象者に該当しなかった場合

○利用者の要介護認定区分が、要介護（1～5）と認定された場合

この場合は、利用者がスムーズに居宅サービスを利用できるように居宅介護支援事業所への情報提供等のお手伝いをいたします。

○利用者が転出された場合

○死亡された場合

○事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

○事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

○第14条から第16条に基づき本契約が解約又は解除された場合

○利用者が介護保険施設へ入所等した場合

(3) その他

利用者やご家族等が当事業所や当事業所の職員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、直ちにサービスを終了させていただきます。

6 当事業所の介護予防支援等の特徴

(1) 運営の方針

当事業所は、利用者が自宅において、自立した日常生活を営むために必要な介護予防サービスを利用することができるよう、利用者の心身の状況等を勘案して、適切な介護予防サービス・支援計画書を作成いたします。その後も、利用者様に対し、適切なサービスが提供されるように、サービス担当者会議、サービス事業者等との連絡調整を行い、利用者の状態の変化に応じた対応を随時行います。

(2) 介護予防支援等の実施概要等

【介護予防サービス・支援計画書の作成方法】

利用者の課題分析に用いる手法は、【利用者基本状況】【基本チェックリスト】等を使用し、「運動・移動」「日常生活（家庭生活）」「社会参加、対人関係・コミュニケーション」「健康管理」の4つの側面から利用者の状況を総合的に捉えます。そして、ご本人、ご家族の意欲や意向を踏まえたうえで、目標を設定し、具体的な支援の内容を検討し、適切な介護予防サービス・支援計画書を作成して、利用者のお手元にお届けいたします。

【相談受付場所】

- ・利用者のご自宅、または、利用者（とそのご家族）が指定される場合。
この場合は、原則、市内とさせていただきます。
- ・当事業所内

(3) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
職員（担当者）の変更	有	変更を希望される方はお申し出下さい。
調査（課題把握の方法）	有	【利用者基本状況】【基本チェックリスト】等を使用します
職員への研修の実施	有	外部研修、内部研修により実施します。
契約後、計画書の作成段階途中で利用者のご都合により解約した場合の解約料	無	

7 秘密の保持について

当事業所の職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はそのご家族の秘密を漏らしません。

当事業所は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはそのご家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じます。

8 非常災害時の対応について

当事業所は、震災、風水害、火災その他の災害（以下、「非常災害」という。）が発生した場合には、災害対応に当たるとともに、利用者の生活及び社会経済活動に重大な影響を及ぼすことのないよう、業務継続計画を遂行し、適切な業務の執行を図ることができるよう努めます。なお、当事業所が設定している業務継続計画において、必要な研修及び訓練を実施し、定期的な見直しと、必要に応じての変更を行います。

9 虐待の防止について

当事業所は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止のための指針のもと、虐待防止検討委員会を設置しております。また、職員間で、研修会を実施し、虐待の防止に務めています。なお、万が一、虐待に起因する問題が生じた場合は、速やかに必要な措置を講じます。

10 ハラスメントの防止について

当事業所は、利用者若しくはその家族等へのハラスメントの防止及び排除のための措置を講じ、並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に、適切に対応するよう努めます。

11 身体拘束等の適正化について

当事業者は、利用者の生命及び身体を保護するため、緊急その他のやむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（「身体拘束等」という。）を行わないものとしております。やむを得ず、身体拘束等を行う場合には、速やかに必要な措置を講じます。

12 感染症の発生の予防及びまん延の防止について

当事業所は、感染症対策行動計画等に従い、適切な衛生管理を実施するとともに、感染症の発生の予防及びそのまん延の防止対策として、感染症対策検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を設置します。指針に沿って、研修及び訓練を定期的実施しています。

13 事故発生時の対応について

当事業所は、利用者に対する介護予防支援等の提供により事故が発生した場合には、速やかに西予市、利用者のご家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

当事業所は、利用者に対する介護予防支援等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、第 12 条に基づき、損害賠償の責任を速やかに行います。

14 サービス内容に対する苦情

(1) 当事業所利用者相談・苦情担当

当事業所の介護予防支援等に関するご相談・苦情及び介護予防サービス計画に基づいて、提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

西予市地域包括支援センター TEL 0894-72-0022 (本所:野村)

TEL 0894-62-7730 (支所:宇和)

※対応時間は、重要事項説明書1ページに記載の「2事業所の概要(3)介護予防支援等の提供時間帯」です。

(2) その他の相談機関

愛媛県国民健康保険団体連合会 TEL 089-968-8700

愛媛県保健福祉部 長寿介護課 TEL 089-912-2430

西予市福祉事務所 長寿介護課 TEL 0894-62-6406

重要事項説明者 氏名 _____

契約書並びに重要事項説明書に同意し、この契約を証するため本契約書2通を作成し、利用者と事業者が記名のうえ、各自1通を保有するものとします。

年 月 日

利用者 住 所 西予市

氏 名

利用者家族代表

住 所

氏 名

事業者 住 所 西予市野村町野村12号15番地

事業所名 西予市地域包括支援センター

代表者名 社会福祉法人 西予市社会福祉協議会

会長 宗 正弘 ㊞